伊賀市告示第253号

伊賀市職員永年勤続表彰要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和８年８月17日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市職員永年勤続表彰要綱を廃止する告示

伊賀市職員永年勤続表彰要綱（令和２年伊賀市告示第270号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和８年８月17日から施行する。

伊賀市告示第254号

伊賀市災害等による市営住宅の一時使用に関する要綱を次のように定める。

令和８年８月17日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市災害等による市営住宅の一時使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定に基づき、災害等で住宅を失い住宅に困窮している市民（以下「被災者」という。）に対し、一時的な市営住宅の使用（以下「一時使用」という。）を許可することにより、被災者に当面の生活の場を提供し、生活基盤の立て直しに寄与するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「災害等」とは、火災、地震、風水害等及びこれらに準ずる事態として市長が特に認めるものをいう。

（許可の要件）

第３条　市長は、市営住宅に空き住戸がある場合に限り、次の各号のいずれにも該当する被災者に対し、一時使用を許可することができる。

⑴　災害等の発生時において市内に住所を有する世帯であること。

⑵　他に居住する場所を確保できないこと。

⑶　災害等により住居を失ったことの確認ができること。

⑷　被災者及び同居を希望する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（許可の申請）

第４条　一時使用の許可を受けようとする被災者は、災害等による市営住宅一時使用許可申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　入居を希望する者全員の住民票の写し

⑵　災害等により住居を失ったことの確認ができる書類

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一時使用の許可）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し災害等による市営住宅一時使用許可書（様式第２号）を交付し、一時使用を許可するものとする。

２　市長は、前項の許可をするときは、必要な条件を付すことができる。

（一時使用の期間）

第６条　一時使用の期間は、３月とする。ただし、やむを得ない理由により市長が必要と認める場合は、当初の一時使用の期間を含めて１年を限度として期間を延長することができる。

２　前項に規定する期間の延長を希望する被災者は、災害等による市営住宅一時使用期間延長許可申請書（様式第３号）に、被災者及び同居者のうち所得を有する者全員の所得金額を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の申請があったときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し災害等による市営住宅一時使用期間延長許可書（様式第４号）を交付し、期間の延長を許可するものとする。

（使用料）

第７条　一時使用に係る市営住宅の使用料（以下「住宅使用料」という。）は、伊賀市行政財産目的外使用料条例（平成 22 年伊賀市条例第 36 号）第５条の規定により、免除する。ただし、前条第３項の規定により延長された期間の住宅使用料については、同条例第２条第４項の規定を適用し、伊賀市営住宅管理条例（平成 16 年伊賀市条例第 206 号）第 13 条の規定を準用して算出した額とする。

２　電気、ガス、水道及び下水道の使用料については、一時使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

（保管義務等）

第８条　使用者は、一時使用の許可を受けた市営住宅及び附属設備を使用するときは、必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持しなければならない。

（明渡し）

第９条　市長は、一時使用を許可した期間中であっても、次の各号いずれかに該当する場合は、一時使用の許可を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

⑴　使用者が第５条第２項の規定による条件を遵守しないとき。

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（明渡し時の修繕等）

第10条　明渡し時の修繕及び原状回復に係る費用は、免除する。ただし、使用者が故意又は過失により市営住宅若しくは附属設備を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附　則

この告示は、令和８年８月17日から施行し、令和８年７月１日から適用する。

伊賀市告示第255号

伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年８月17日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この要綱において、訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第１号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第１号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第６条の５に規定する教育訓練（以下「教育訓練講座」という。）の受講中に現に扶養する児童が20歳に到達する者（本要綱第10条第３項に規定する場合においては、現に扶養する児童が20歳に到達した後も引き続き同内容の教育訓練講座を受講する者を含む。）に支給される給付金についてもこの要綱上の訓練給付金に含む。

第３条中「父子家庭の父」の次に「（法第６条第１項又は第２項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないものをいう。）を扶養しているものをいう。）」を加え、「に訓練給付金を支給する」を「とする」に改め、同条第２号中「当該」を「、当該」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定による支給対象者であって、指定を受けた教育訓練講座の受講中に20歳に到達したものは、当該教育訓練講座の受講を修了するまでは、支給対象者に含めるものとする。

第５条第１項第２号中「、160万円」の次に「。ただし、准看護師から看護師の養成機関

に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円。」を加え、同項第３号中「、240万円」の次に「。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。」を加える。

第７条中「添えて、」の次に「受講開始日以前に」を加え、「受講開始の日前」を「受講開始前」に改める。

第９条第１項中「専門実践教育訓練給付金」を「教育訓練給付金」に改める。

第11条第１項中「取得し」の次に「、かつ」を加え、「就職等した後」を「就職等した日から起算して30日以内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

第15条の見出しを「(補則)」に改める。

様式第１号中

「

⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金の交付を受けたことが　ある・ない。

」を

「

⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金の交付を受けたことが　ある・ない。
⑨准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が　ある・ない。

」に、

「この場合160万円を超えるときは、160万円」を「限度額160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、200万円)」に改める。

様式第２号中「この場合160万円を超えるときは、160万円」を「限度額160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、200万円)」に改める。

附　則

この告示は、令和８年８月17日から施行し、改正後の伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。

伊賀市告示第256号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年８月18日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

整理番号	新旧別	路線名	変更区間	敷地の幅員メートル	延　長メートル
11011	旧	印代山神線	起点　伊賀市山神字谷尻1431番地先 終点　伊賀市山神字谷尻1442番地先	7.0～13.1	120.0
	新	印代山神線	起点　伊賀市山神字谷尻1431番地先 終点　伊賀市山神字谷尻1442番地先	12.1～13.4	120.0
13895	旧	土橋山神線	起点　伊賀市山神字谷尻1431番地先 終点　伊賀市山神字谷尻1425番地先	3.6～4.0	87.0
	新	土橋山神線	起点　伊賀市山神字谷尻1431番地先 終点　伊賀市山神字谷尻1425番地先	6.4～13.4	87.0

伊賀市告示第257号

伊賀市行旅人旅費等支給事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年８月31日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市行旅人旅費等支給事務取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市行旅人旅費等支給事務取扱要綱（平成27年伊賀市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第７条中「伊賀市の休日を定める条例（平成16年伊賀市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）及び休日以外の日の午前８時30分から午後５時15分まで」を「開庁時間（伊賀市庁舎管理規則（平成16年伊賀市規則第10号）第８条第１項ただし書に規定する庁舎の開庁時間をいう。）」に改める。

附　則

この告示は、令和８年９月１日から施行する。

伊賀市告示第258号

伊賀市本庁舎市民ミニギャラリー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年８月31日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市本庁舎市民ミニギャラリー設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市本庁舎市民ミニギャラリー設置要綱（令和元年伊賀市告示第15号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第７条中「月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、１月２日、同月３日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までの間」を「開庁時間（伊賀市庁舎管理規則（平成16年伊賀市規則第10号）第８条第１項ただし書に規定する庁舎の開庁時間をいう。）」に改める。

第10条の見出しを「（補則）」に改める。

附　則

この告示は、令和８年９月１日から施行する。